

件名	京都市久世いきいき市民活動センター産業廃棄物本館及びサロン（混合物）処分業務				
契約期間	契約の日から令和8年6月30日まで				
契約条件	<p>1 総則</p> <p>(1) 京都市久世いきいき市民活動センター本館及びサロン（以下「センター」という。）産業廃棄物（混合物）の処分業務（以下「本業務」という。）の受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、労働基準法、労働安全衛生法、京都市契約事務規則等の関係法令を遵守するとともに、本仕様書に基づき的確に業務を実施すること。</p> <p>(2) 本業務で扱う産業廃棄物（混合物）は、センターから排出されるものとする。</p> <p>(3) この仕様書の産業廃棄物（混合物）とは、木くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、布製品及び陶器類並びにそれらが混合されている物をいう。</p> <p>2 処分予定数量</p> <table border="1" data-bbox="400 929 1217 1099"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業廃棄物（混合物）</td> <td>(本館) 2.6 m³ (サロン) 6 m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 詳細は別紙参照。</p> <p>※ ただし、あくまでも予定数量であり、変動することがある。</p> <p>3 業務の内容</p> <p>本業務の受託者は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、センターから排出された産業廃棄物（混合物）を適正に処分する。</p> <p>(1) 産業廃棄物の排出場所 産業廃棄物（混合物）の排出場所は、次のとおりとする。 名称：京都市久世いきいき市民活動センター本館及びサロン 所在地：京都市南区久世大築町54番地の1</p> <p>(2) 搬入業者 本業務の産業廃棄物の搬入は、収集運搬業務を受託した事業者が行う。 なお、その事業者は別途連絡する。</p> <p>(3) 搬入場所 廃棄物処理法第14条第6項の許可を受けた施設</p> <p>(4) 産業廃棄物の計量 本業務受託者は、収集運搬業者が搬入する産業廃棄物を検定証又は基準適合証のある計量器で重量を計量し、その重量を証明する書類を発行すること。</p>	種 類	数 量	産業廃棄物（混合物）	(本館) 2.6 m ³ (サロン) 6 m ³
種 類	数 量				
産業廃棄物（混合物）	(本館) 2.6 m ³ (サロン) 6 m ³				

4 受託者の資格要件

- (1) 本業務を受託しようとする者は、廃棄物処理法第14条第6項に基づき、産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を京都市長から受けており、その許可の許可証に記載されている事業の範囲に、木くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、布製品及び陶器類が含まれていること。
- (2) 本業務の受託者が産業廃棄物中間処理後の残さの最終処分の処分業の許可を有していない場合は、最終処分をその産業廃棄物の処分業の許可を有している者に委託すること。

5 資格要件等の確認

- (1) 受託者は、本業務の契約締結に当たり、上記4の許可証を地域自治推進室に提出すること。
- (2) 本業務受託者は、産業廃棄物中間処理後の残さの最終処分を委託する場合は、再委託承諾申請書（様式は別紙のとおり）、委託先が有する最終処分の処分業の許可証の写し並びにその委託者に処分を委託していることが証明できる文書（委託契約書の写し等）を地域自治推進室に提出すること。

6 報告・提出書類

- (1) 受託者は、処分又は最終処分が終了したときは、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に必要事項を記入のうえ、産業廃棄物管理票（マニフェスト）のD票又はE票を10日以内を目途として速やかに返送すること。

[マニフェスト返送先]

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行文化市民局地域自治推進室 市民参加・協働支援担当 Tel075-222-4072

- (2) 受託者は、本業務の終了後に、報告・提出書類とともに完了届を提出し、担当者の確認を受けること。また、本業務に係る委託料は、業務完了後一括で支払う。
- (3) 提出書類の様式及び記入方法等については、地域自治推進室の指示があれば従うこと。

7 損害賠償責任

本業務の履行に伴う損害、事故及び負傷等に関して、本市は一切の責任を負わない。

8 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、上記5(2)の業務受託者の資格条件等に記載している最終処分に係る委託については、この限りでない。

9 権利・義務の譲渡の禁止

受託者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

10 経費負担

本業務の履行に伴う費用は、すべて受託者の負担とする。

11 守秘義務

受託者は、本業務の履行に伴い知り得た情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

12 その他の特記事項

- (1) 予定数量は、本市の都合により増減する。予定数量に大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。
- (2) 受託者は、本業務の契約締結に当たり、仕様書の最終頁にある「産業廃棄物処分受託者記入欄」の項目について必ず記入し、許可証を添付すること（上記5及び6参照）。
- (3) 受託者が中間処理のみ行う場合は、中間処理の許可証の写しとともに最終処分地の許可証の写しを必ず添付すること。ただし、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は、契約書を交わす際、「産業廃棄物処分受託者記入欄」の最終処分地の項目（所在地、処理方法、処理能力等）を必ず記載すること（上記5及び6参照）。
- (4) その他、仕様書に記載なき事項及び疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度双方が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。